

盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する「盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務」（以下「本業務」という。）を受注する者の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

盛土規制法に基づく既存盛土等調査業務委託

2 事業の目的

本業務は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）内の既存盛土等について、分布状況の把握、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価等を行うことを目的とする。

3 履行場所

本業務の対象区域は、宇都宮市を除く県内 24 市町とする。

4 履行期間

契約締結の日から令和 10(2028)年 2 月 25 日まで

5 準拠法令等

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、以下の各号に示す法令、諸規定等に準拠して実施するものとする。

- (1) 盛土規制法、同施行令及び同施行規則
- (2) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
- (3) 基礎調査実施要領（既存盛土等調査編）
- (4) 盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説
- (5) 不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン
- (6) 盛土等防災マニュアル
- (7) その他関連法令等

ただし、国の公表資料の内容に修正等があった場合、その適用について都度、県と協議するものとする。

【参考 URL】

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について
<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

6 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備及び業務計画書作成
- (2) 応急対策の必要性判断
- (3) 安全性把握調査の優先度評価
- (4) 既存盛土等カルテ等の作成
- (5) 報告書取りまとめ

7 調査対象

令和6年度に実施した盛土規制法に基づく既存盛土等調査で把握した盛土等 1,080箇所

8 業務内容

(1) 計画準備及び業務計画書作成

受注者は、本業務の目的を把握し、業務内容を十分に理解するとともに、業務体制、配置計画、主任技術者届（経歴書、資格証明書、身分証明書等）、業務工程、実施方針等を内容とする業務計画書を作成し、県に提出のうえ承認を受けるものとする。

(2) 応急対策の必要性判断

調査対象の盛土等について、公道等からの現地確認等により、応急対策の必要性を判断する。公道等からの現地確認による判断が困難な場合は、土地の立入りも検討する。土地の立入りについては、受注者は事前に県に報告し、対応を協議するものとする。なお、既に崩壊が発生し又は崩壊し始めている場合には応急対策が必要な盛土等と判断する。応急対策が必要と判断された場合、応急対策について複数提案する。

(3) 安全性把握調査の優先度評価

法令許可等の状況や、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔、盛土等の状況を踏まえ、調査対象の盛土等について、安全性把握調査が必要なもの、経過観察を行うもの、当面の間対応が不要なものに分類するとともに、安全性把握調査の実施の優先度を評価する。なお、安全性把握調査の優先度評価の実施にあわせて応急対策の必要性を判断しても差し支えない。

(4) 既存盛土等カルテ等の作成

(2)及び(3)の業務を踏まえ、盛土規制法の適切な運用及び盛土等の効率的な管理に向けて省人化・効率化が図られるよう、既存盛土等のカルテ（盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説を参考）を作成する。

既存盛土等カルテは原地盤の勾配が1/10以下の盛土を除き、面積、高さなど机上調査で把握できる内容については記載しているが、本件調査においては、原地盤の勾配が1/10以下の盛土も含め現地調査等の結果を踏まえて作成・更新するものとする。

既存盛土等カルテに整理した情報は別途一覧表形式の資料を参考にとりまとめること。なお、既存盛土等カルテ及び一覧表の形式は、県が貸与する様式を用いること。

なお、調査した盛土等について、県が貸与する既存盛土分布図を更新すること。分布図の更新はGISデータを用いて行うこととし、調査結果を踏まえて属性情報の更新を行うものとする。

(5) 報告書取りまとめ

既存盛土等の分布、応急対策の必要性の有無及び安全性把握調査の優先度評価の結果を踏まえ、今後5年毎程度に実施を予定する見直し調査に向けた課題や、今後の対応案を検討する。また、本業務の内容、結果及び課題等の検討結果について、分かりやすくまとめた報告書・公表用資料案を作成する。

(6) その他

各業務の実施方法について、必要に応じて県と事前に協議した上で行うものとする。

9 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとし、業務履行期間終了までに提出すること。なお、電子媒体については、縮尺、ファイル形式等は協議により決定する。また、本業務で作成される既存盛土分布図については、汎用的なGISソフトで利活用できるよう、Shapeファイル形式で作成すること。

- (1) 報告書（書面） 5部
- (2) 報告書電子媒体
- (3) 基礎調査結果・公表資料
- (4) その他、県が指示するもの

上記(2)及び(3)の電子媒体については、一式を外部記録媒体で納品する。

10 打合せ協議

本業務の円滑な遂行を図るため、打合せを令和8年度に3回、令和9年度に3回以上行うものとし、当初及び成果品納入時は、主任技術者が立ち会うものとする。受注者は、業務計画書及び関係資料を基に県と綿密な協議を行い、作業の実施方針及び工程を明確にする。また、業務に関する打合せ等の結果は、受注者が記録、整理の上、打合せ後速やかに提出するものとする。

11 技術者の配置

受注者は、主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置し、相当の資格及び経験を有する技術者により業務実施体制を構築しなければならない。

12 主任技術者

- (1) 受注者は、本業務における主任技術者を定め、県に通知するものとする。
- (2) 主任技術者は、仕様書に基づき、本業務に関する管理を行うものとする。
- (3) 主任技術者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。

ア 空間情報総括監理技術者

イ 技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設－土質及び基礎、建設－都市及び地方計画、建設－河川・砂防及び海岸又は応用理学－地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎、都市及び地方計画又は河川・砂防及び海岸若しくは応用理学部門（選択科目：地質））

ウ シビルコンサルティングマネージャー（以下、「RCCM」という。）（河川・砂防及び海岸、都市計画及び地方計画、地質又は土質及び基礎部門）

- (4) 主任技術者は、以下の地方公共団体が発注する同種又は類似業務の経験を有する者とする。

ア 同種業務：盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）

イ 類似業務：地形判読、地形解析、地形変化、地形調査などの業務

13 照査技術者

- (1) 受注者は、本業務における照査技術者を定め、県に通知するものとする。
- (2) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- (3) 照査技術者は、照査計画に定める業務の節目毎に、その成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- (4) 照査技術者は、照査計画に定める照査報告毎に、照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ主任技術者に提出するものとする。
- (5) 照査技術者は、以下のいずれかの資格を有する者とする。

ア 空間情報総括監理技術者

イ 技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設－土質及び基礎、建設－都市及び地方計画、建設－河川・砂防及び海岸又は応用理学－地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎、都市及び

地方計画又は河川・砂防及び海岸若しくは応用理学部門（選択科目：地質）

ウ R C C M（河川・砂防及び海岸、都市計画及び地方計画、地質又は土質及び基礎部門）

(6) 照査技術者は、以下の地方公共団体が発注する同種又は類似業務の経験を有する者とする。

ア 同種業務：盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）

イ 類似業務：地形判読、地形解析、地形変化、地形調査などの業務

14 担当技術者

(1) 受注者は、本業務における業務分担ごとに担当技術者を定め、県に通知するものとする。

(2) 担当技術者は、業務計画書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

(3) 担当技術者は、以下の地方公共団体が発注する同種又は類似業務の経験を有する者とする。

ア 同種業務：盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）

イ 類似業務：地形判読、地形解析、地形変化、地形調査などの業務

15 資料の貸与

本業務に必要な調査及び資料の収集は、受注者の責任において行うこと。ただし、市町等行政機関から資料を収集するものについては、県が当該行政機関へ連絡、調整までを行うこと。

なお、県は現に保有している範囲内で、次の各号に掲げる資料を受注者に貸与する。

(1) 令和6年度に実施した既存盛土等調査に関する既存盛土分布図、カルテ、一覧表（カルテ、一覧表は過年度に実施した机上調査により一部記載済みであり、本調査により項目を記載していく）、報告書

(2) その他、県の調査等で把握しているもの

16 業務の補償

本業務中に受注者が県及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに県にその状況及び内容を連絡し、県の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、受注者が負うものとする。

17 成果品の審査

本業務完了前に県の成果品審査を受けなければならない。なお、成果品審査において、仕様書に適合しない部分がある場合、受注者は直ちに訂正しなければならないものとする。

また、本業務完了後であっても、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見されたときは、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

18 業務の完了

本業務は、成果品の審査に合格後、本仕様書で指定された成果品一式を納品し、県の検収合格を持って、完了とする。

19 費用の負担

本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とする。

20 一括再委託等の禁止

本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を県に提示し、承認を得ること。再委託範囲は、受注者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。

21 損害賠償

受注者は、本業務実施において諸事故が発生したときは、県に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとする。

22 成果品の帰属

本業務における成果品は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物を除き、全て県に帰属するものであり、受注者は、県の承認を受けずに複製や、他に公表・貸与してはならないこととする。